

**早川町内塩島地区（下流）発生土仮置き場における  
環境の調査及び影響検討の結果について**

**(資料編)**

**平成30（2018）年6月**

**東海旅客鉄道株式会社**

## 目 次

### 【事業特性】

1 工事計画 .....	事 1-1-1
1-1 工事位置 .....	事 1-1-1
1-2 建設機械の稼働台数について .....	事 1-2-1

### 【環境調査及び影響検討の結果】

1 大気質 .....	環 1-1-1
1-1 環境影響評価書に記載した 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響について .....	環 1-1-1
2 騒音 .....	環 2-1-1
2-1 環境影響評価書に記載した 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響について .....	環 2-1-1
3 振動 .....	環 3-1-1
3-1 環境影響評価書に記載した 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響について .....	環 3-1-1
4 水質 .....	環 4-1-1
4-1 発生土仮置き場の水の管理について .....	環 4-1-1
5 土壤汚染 .....	環 5-1-1
5-1 発生土仮置き終了後の対応について .....	環 5-1-1
6 温室効果ガス .....	環 6-1-1
6-1 環境影響評価書に記載した 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響について .....	環 6-1-1
7 建設機械の稼働に関する環境保全措置 .....	環 7-1-1
8 モニタリング .....	環 8-1-1

## 【事業特性】

# 1 工事計画

## 1-1 工事位置

工事位置を図 1-1-1 に示す。

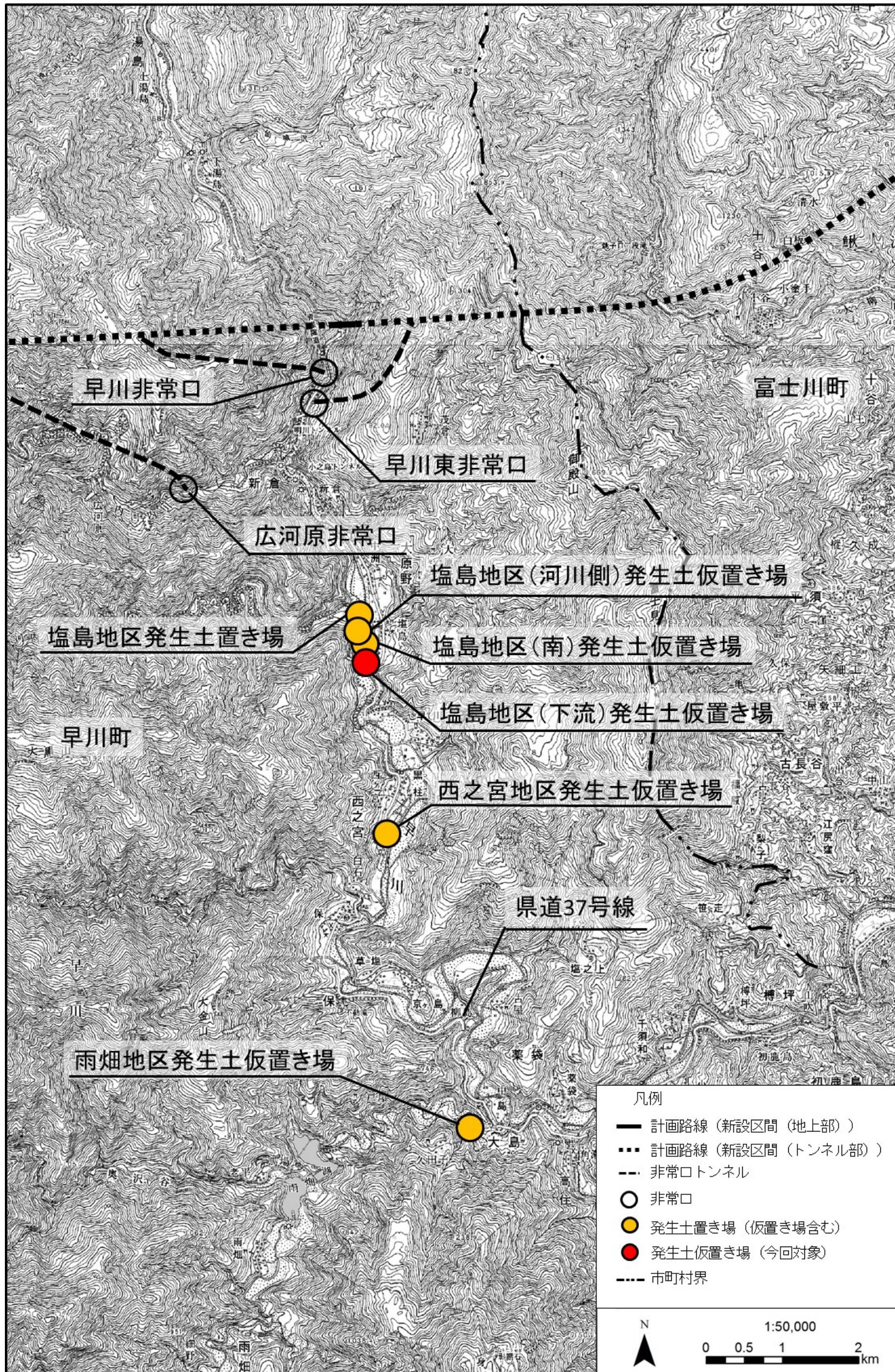


図 1-1-1 工事位置図

## 1-2 建設機械の稼働台数について

建設機械の台数については、下記の手順に基づき求めた。

- ・ 建設する構造物の規模や施工条件（近接工事、地質条件等）に基づき、施工法を決定し、工種及び各工種で必要な建設機械を選定した。
- ・ 選定した建設機械について、計画の工期及び建設機械 1 台当たりの施工能力を考慮して、台数を求めた。

これらの方法に基づいて算定を行った建設機械の台数を表 1-2-1 に示す。建設機械は最大で 5 台/日稼働する。

**表 1-2-1 塩島地区（下流）発生土仮置き場における建設機械の種類及び台数<sup>\*1</sup>**

工事位置	工種	建設機械	規格	稼働台数 (台/日)	台数	
					最大台数/月	総台数
塩島地区 (下流) 発生土仮置き場	準備工	バックホウ	0.8m <sup>3</sup> 級	1	25	38
		モーターグレーダー	3.1m 級	1	25	30
		ロードローラー	10~12t 級	1	25	30
		タイヤローラー	8~20t 級	1	25	38
		アスファルト フィニッシャー	2.4m~ 6.0m 級	1	8	8
	盛土工	バックホウ	0.8m <sup>3</sup> 級	2	50 <sup>*2</sup>	130
		振動ローラー	3~4t 級	1	25	65
		振動ローラー	11~12t 級	1	25	65
	撤去工	バックホウ	0.8m <sup>3</sup> 級	2	50	50

※1 工事の状況によって計画が変更となる場合がある。

※2 要対策土が集中して発生した時の最大値を示す。

## **【環境調査及び影響検討の結果】**

# 1 大気質

## 1-1 環境影響評価書に記載した資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響について

資材及び機械の運搬に用いる車両の影響については、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成 26 年 8 月）」（以下「評価書」という。）において、影響を適切に予測することができる地点として、県道 37 号（予測地点番号 13、図 1-1-1 参照）を選定している。塩島地区（下流）発生土仮置き場は県道 37 号沿線に位置し、評価書における予測結果は表 1-1-1～1-1-4 に示す通りである。また、工事実施時においては、表 1-1-5 の環境保全措置を講ずるものとしている。

表 1-1-1 評価書における資材及び機械の運搬に用いる車両等の台数

地点番号	路線名	資材及び機械の運搬に用いる車両 (年間発生台数)
13	県道 37 号	135,213

注 1. 表中の年間発生台数は、片道の台数を示す。

注 2. 運行時間帯 8:00～17:00 (12:00 台を除く)

表 1-1-2 評価書における予測結果（二酸化窒素）

(単位 : ppm)

地点番号	路線名	資材及び機械の運搬に用いる車両寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	環境濃度		環境基準
				年平均値(A+B)	日平均値の年間 98% 値	
13	県道 37 号	0.00043	0.003	0.00343	0.013	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下

表 1-1-3 評価書における予測結果（浮遊粒子状物質）

(単位 : mg/m<sup>3</sup>)

地点番号	路線名	資材及び機械の運搬に用いる車両寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	環境濃度		環境基準
				年平均値(A+B)	日平均値の年間 2%除外値	
13	県道 37 号	0.00006	0.015	0.01506	0.039	日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下

表 1-1-4 評価書における予測結果（降下ばいじん）

地点番号	路線名	予測値 (t/km <sup>2</sup> /月)				参考値
		春季	夏季	秋季	冬季	
13	県道 37 号	1.08	1.43	1.63	1.21	10t/km <sup>2</sup> /月

表 1-1-5 評価書における環境保全措置

環境要素	環境保全措置	効果
大気質 (二酸化 窒素、浮 遊粒子状 物質)	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、影響を低減できる。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
	環境負荷低減を意識した運転の徹底	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
	工事従事者への講習・指導	車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減が見込まれる。
	工事の平準化	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できる。
大気質 (粉じん 等)	荷台への防じんシート敷設及び散水	荷台に防じんシートを敷設するとともに散水することで、粉じん等の発生を低減できる。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口、周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口、周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。
	工事の平準化	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、粉じん等の局地的な発生を低減できる。

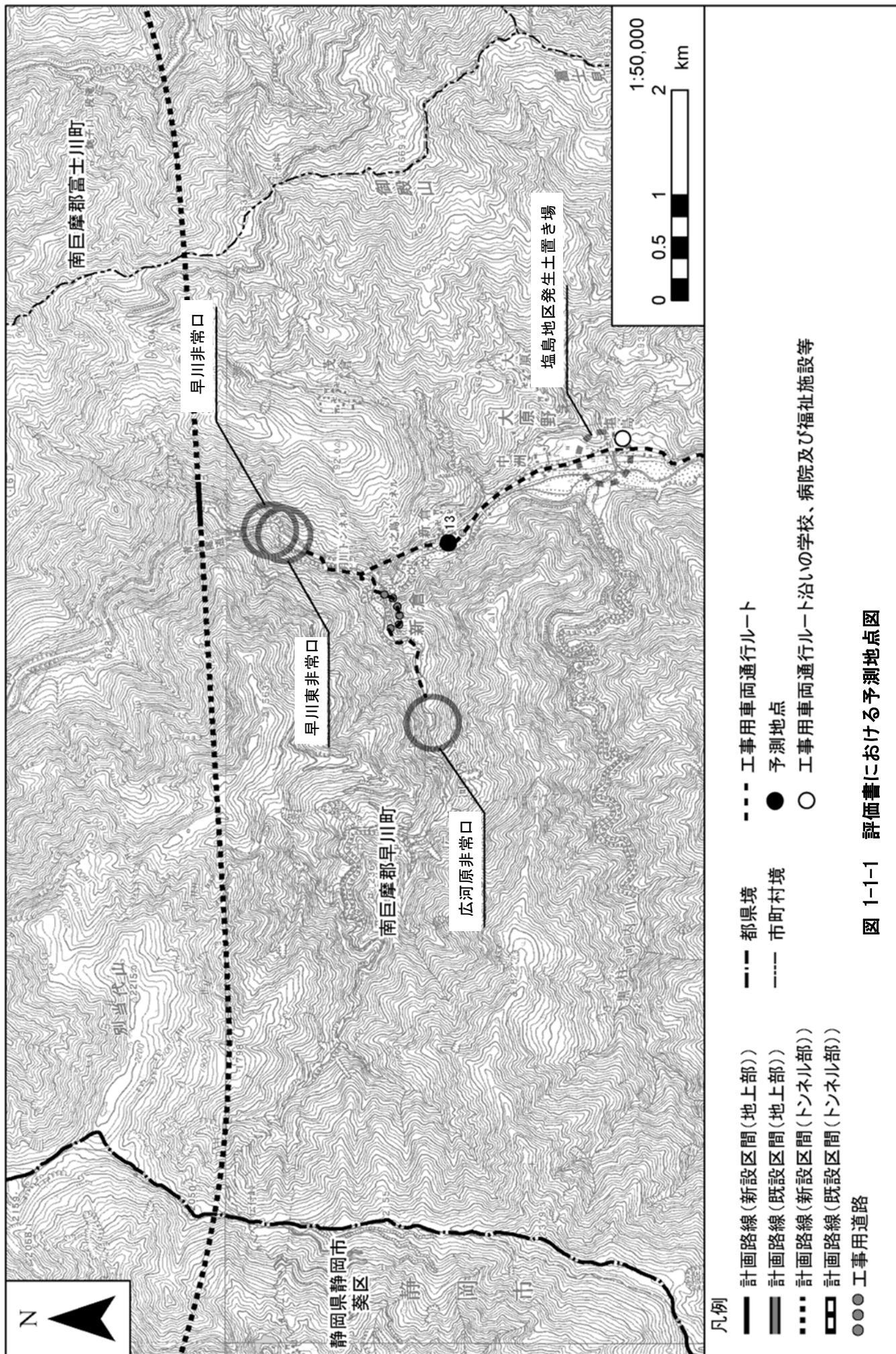


図 1-1-1 評価書における予測地点図

## 2 騒音

### 2-1 環境影響評価書に記載した資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響について

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響については、評価書において、影響を適切に予測することができる地点として、県道 37 号（予測地点番号 13、図 2-1-1 参照）を選定している。塩島地区（下流）発生土仮置き場は県道 37 号沿線に位置し、評価書における予測結果は表 2-1-1～2-1-2 に示す通りである。また、工事実施時においては、表 2-1-3 の環境保全措置を講ずるものとしている。

表 2-1-1 評価書における予測条件

地点番号	路線名	発生交通量 (台/日)	走行速度 (規制速度) (km/h)		昼夜区分
			大型	小型	
13	県道 37 号	465	40	30	昼間

注 1. 昼間：午前 6 時から午後 10 時

注 2. 運行時間帯 8:00～17:00 (12:00 台を除く)

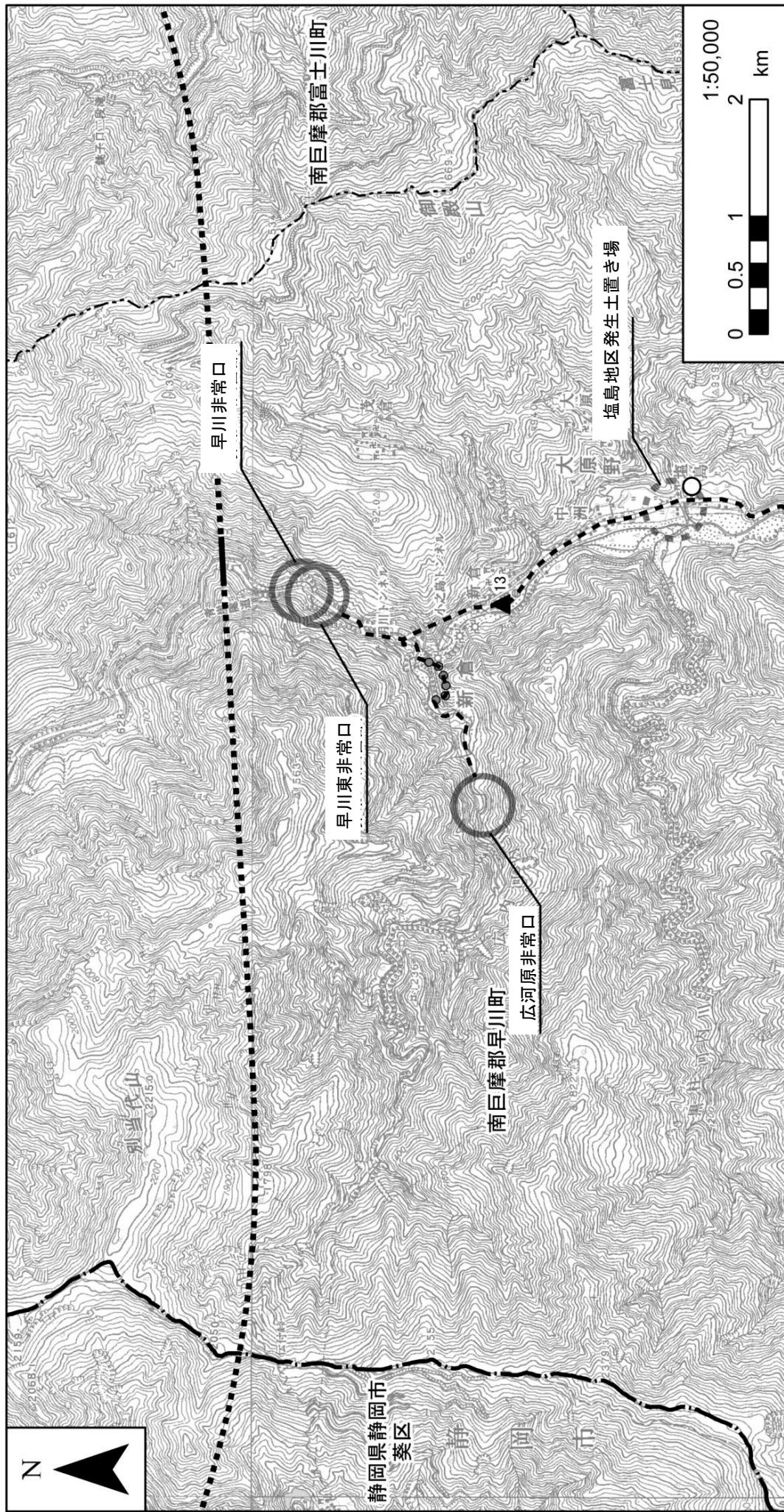
注 3. 表中の発生交通量は、片道の台数を示す。

表 2-1-2 評価書における予測結果

地点番号	路線名	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)			昼夜区分	環境基準 (dB)
		現況値	寄与分	予測値		
13	県道 37 号	65	4.7	70	昼間	70

表 2-1-3 評価書における環境保全措置

環境保全措置	効果
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、影響を低減できる。
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。
環境負荷低減を意識した運転の徹底	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できる。
工事従事者への講習・指導	車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の低減が見込まれる。
工事の平準化	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できる。



凡例

- 計画路線(新設区間(地上部))
- 計画路線(既設区間(地上部))
- 計画路線(新設区間(トンネル部))
- 計画路線(既設区間(トンネル部))
- 工事用道路

図 2-1-1 評価書における予測地点図

注：非常口及び発生土置き場の名称を追記している。

### 3 振動

#### 3-1 環境影響評価書に記載した資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響について

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響については、評価書において、影響を適切に予測することができる地点として、県道 37 号（予測地点番号 13、図 3-1-1 参照）を選定している。塩島地区（下流）発生土仮置き場は県道 37 号沿線に位置し、評価書における予測結果は表 3-1-1～3-1-2 に示す通りである。また、工事実施時においては、表 3-1-3 の環境保全措置を講ずるものとしている。

表 3-1-1 評価書における予測条件

地点 番号	路線名	発生 交通量 (台/日)	走行速度 (規制速度) (km/h)	昼夜 区分
		大型		
13	県道 37 号	465	40	昼間

注 1. 昼間：午前 8 時から午後 7 時

注 2. 運行時間帯 8:00～17:00 (12:00 台を除く)

注 3. 表中の発生交通量は、片道の台数を示す。

表 3-1-2 評価書における予測結果

地点 番号	路線名	振動レベル $L_{10}$ (dB)			昼夜区分	要請限度 (dB)
		現況値	寄与分	予測値		
13	県道 37 号	<25	10.0	35	昼間	65

注 1. 「<25」は、振動計の定量下限値である 25dB 未満であることを示す。予測に際しては、25dB として取り扱った。

注 2. 1 時間毎に算出した予測値（現況値+寄与分）の内、最大値を示している。よって、調査結果に示した現況値と上表の現況値が異なる場合がある。

表 3-1-3 評価書における環境保全措置

環境保全措置	効果
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、影響を低減できる。
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。
環境負荷低減を意識した運転の徹底	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、振動の発生を低減できる。
工事従事者への講習・指導	車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の低減が見込まれる。
工事の平準化	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、振動の局地的な発生を低減できる。

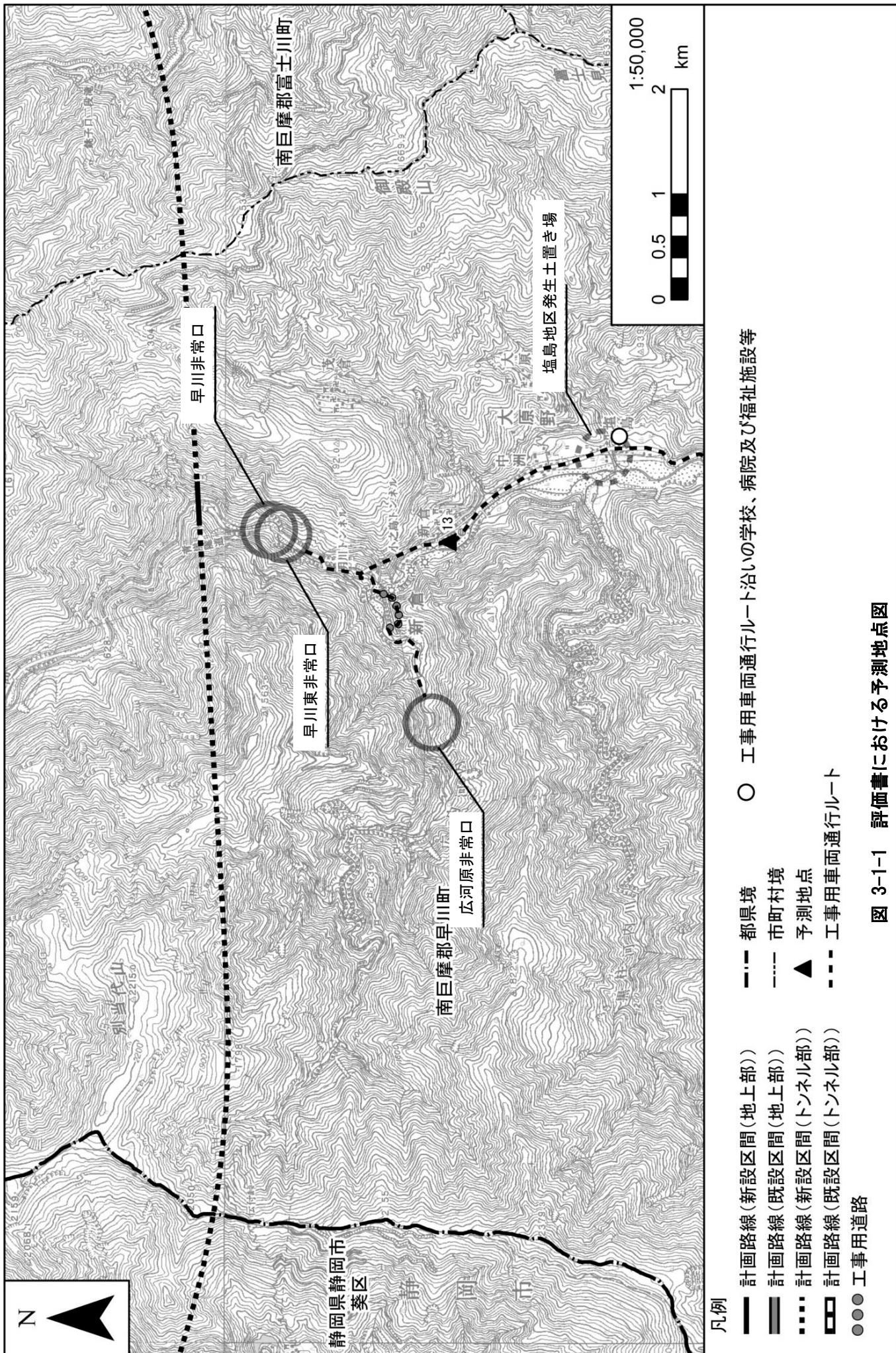


図 3-1-2

図 3-1-1 評価書における予測地点図

注：非常口及び発生土置き場の名称を追記している。

## 4 水質

### 4-1 発生土仮置き場の水の管理について

水質については、要対策土に含まれる自然由来の重金属等が外部へ流出することを防止するためには、盛土を遮水シートで上から覆い、底面にアスファルト舗装及び遮水シートを敷設し、要対策土からの排水は全て集水・貯留する計画とした。

要対策土からの排水は、集水・貯留した後、自然由来の重金属等の濃度及びpHを確認する試験を行い、結果を基に図4-1-1の手順で処分する。

公共用水域の人の健康の保護に関する環境基準値以下の排水については、pH及び浮遊物質量についても公共用水域の生活環境の保全に関する環境基準値を下回ることが確認できた場合のみ塩島地区（下流）発生土仮置き場に設置する水槽から排水するが、それ以外は早川工事施工ヤードに運搬して濁水処理する。早川工事施工ヤードにおける濁水処理計画を図4-1-2～4-1-3に示す。

早川工事施工ヤードにおける水質への影響については、評価書において、影響を適切に予測することができる地点として、早川（新倉）（予測地点番号22、図4-1-4参照）を選定しており、調査結果は表4-1-1～4-1-3に示す通りである。また、排水にあたっては表4-1-4～4-1-5の環境保全措置を講じて工事を行っている。

なお、発生土仮置き場敷地内に降った雨水は、要対策土に直接触れないため、図4-1-5に示す雨水用の排水側溝を通り、早川に放流される。

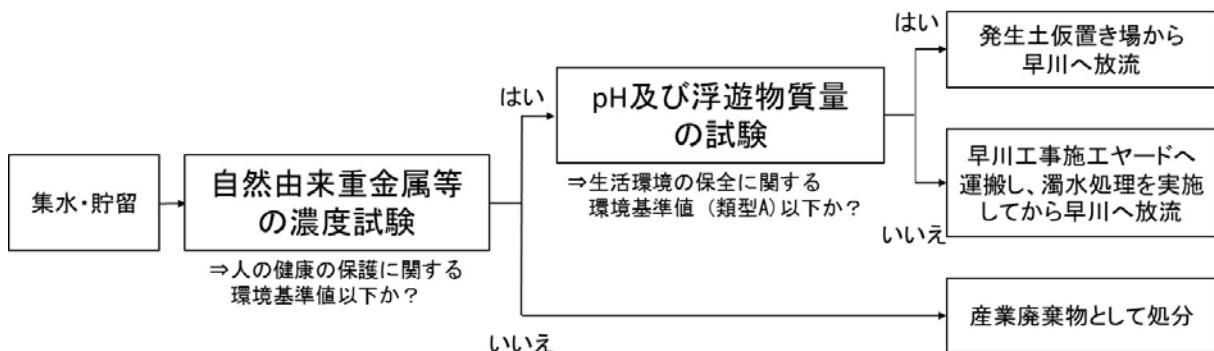


図4-1-1 排水処理手順

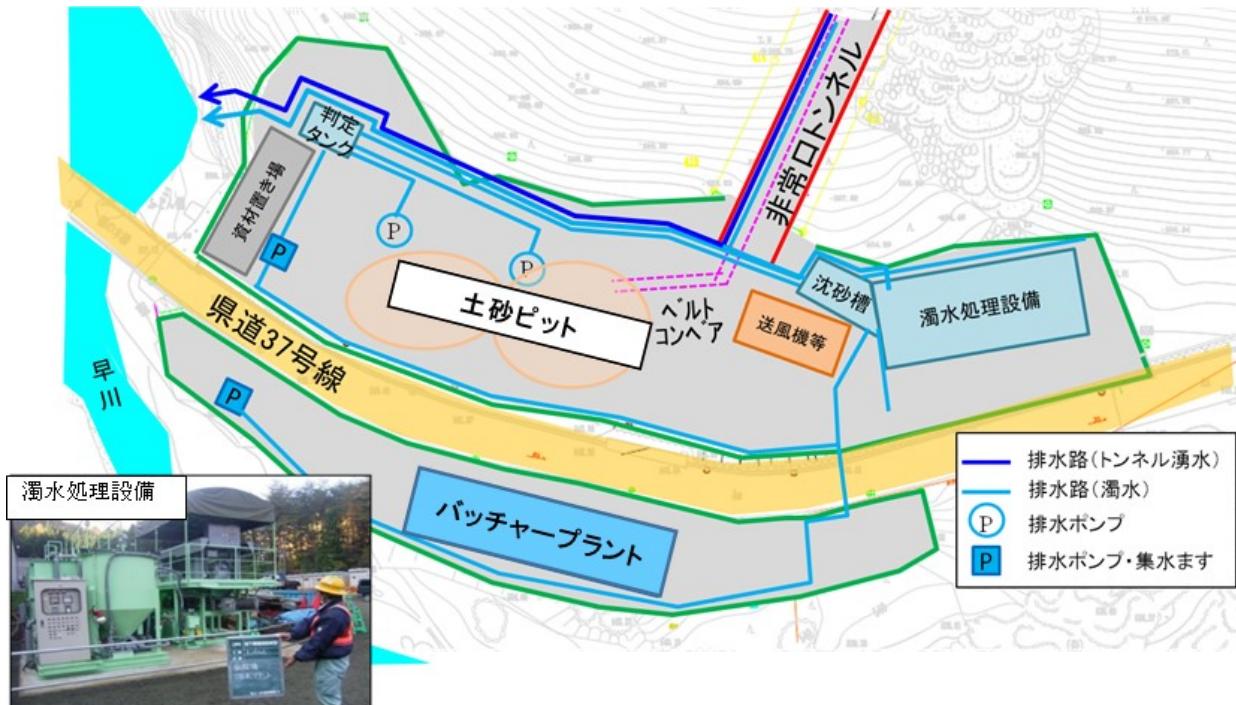


図 4-1-2 早川工事施工ヤード

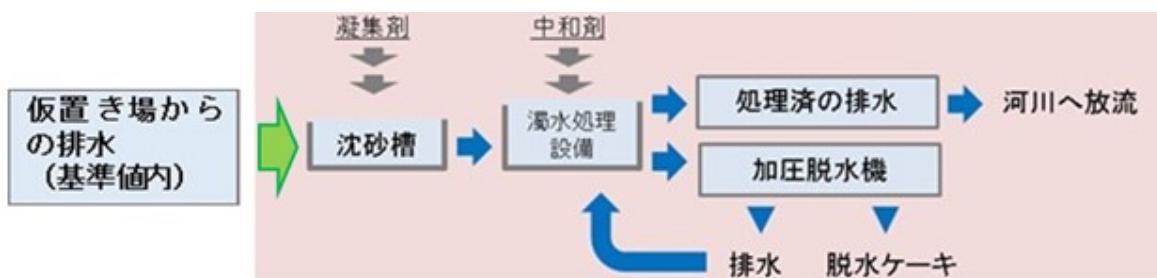


図 4-1-3 濁水処理のフロー

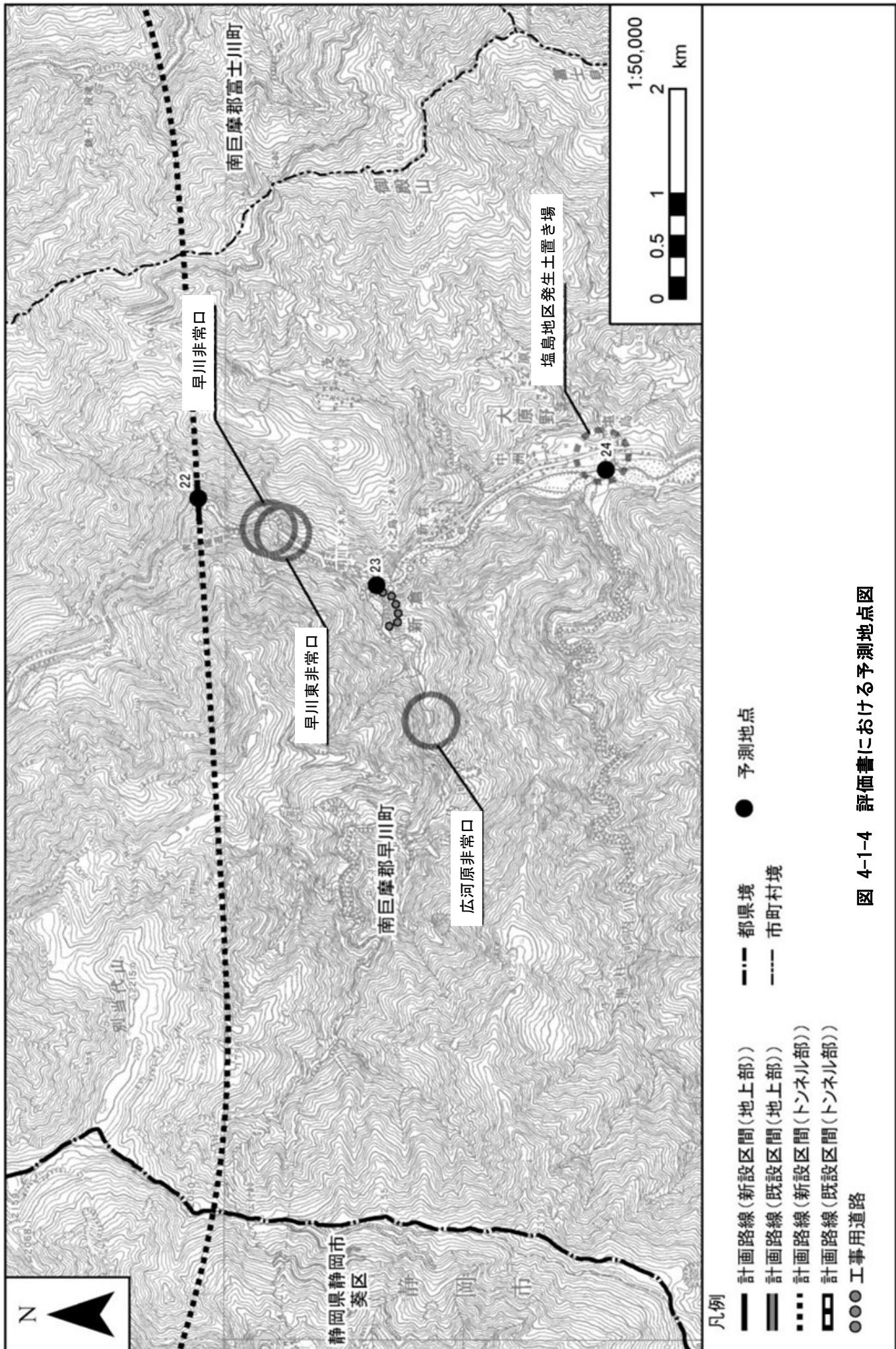


図 4-1-4 評価書における予測地点図

注：非常口及び発生土置き場の名称を追記している。

**表 4-1-1 評価書における現地調査地点**

地点番号	市町村	水系	対象公共用水域	計画施設
22	早川町	富士川	早川（新倉）	橋梁、山岳トンネル、非常口（山岳部）、工事施工ヤード

**表 4-1-2 評価書における現地調査結果（浮遊物質量（SS）及び流量の状況）**

地点番号	市町村	水系	対象公共用水域	豊水時		低水時		類型指定
				SS (mg/L)	流量 (m³/s)	SS (mg/L)	流量 (m³/s)	
22	早川町	富士川	早川（新倉）	2.4	2.4	4.6	1.1	A <sup>注1</sup>

注 1. 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）の環境基準を適用した。

類型指定のない河川は、合流する河川の類型指定を準用した。

**表 4-1-3 評価書における現地調査結果（水素イオン濃度（pH））**

地点番号	市町村	水系	対象公共用水域	水素イオン濃度 (pH)		類型指定
				豊水時	低水時	
22	早川町	富士川	早川（新倉）	8.1	7.7	A*

注 1. \*：類型指定のない河川は、合流する河川の類型指定を準用した。

**表 4-1-4 評価書における環境保全措置（水の濁り）**

環境保全措置	効果
工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
工事排水の監視	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができる。
処理装置の点検・整備による性能維持	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。
放流時の放流箇所及び水温の調整	トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できる。

**表 4-1-5 評価書における環境保全措置（水の汚れ）**

環境保全措置	効果
工事排水の適切な処理	工事により発生するアルカリ排水は、中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH 値の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
工事排水の監視	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができる。
処理装置の点検・整備による性能維持	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。
放流時の放流箇所及び水温の調整	トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できる。

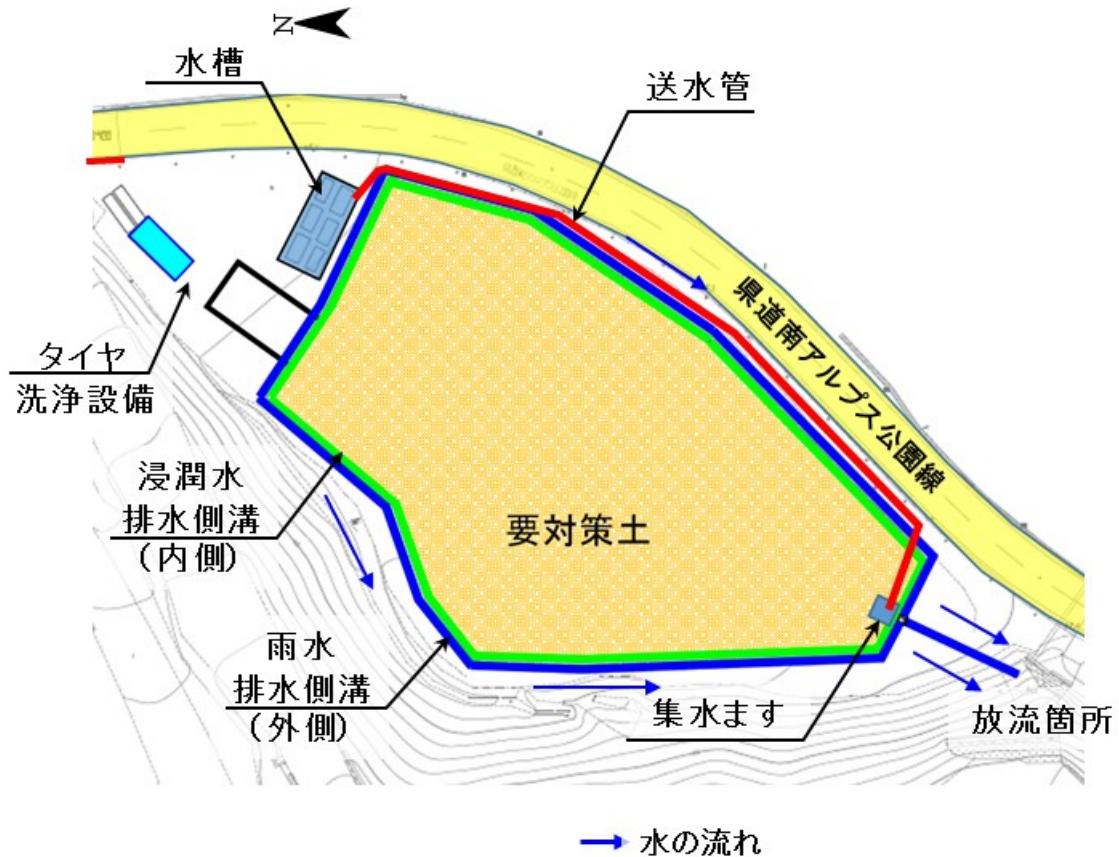


図 4-1-5 塩島地区（下流）発生土仮置き場の雨水側溝

## 5 土壌汚染

### 5-1 発生土仮置き終了後の対応について

仮置き期間の終了後、要対策土は適切に処理し、アスファルト舗装及び遮水シート等すべての設備を撤去し原状復旧することを考えている。なお、撤去したアスファルト舗装は関係法令に基づき適切に運搬し、処理する。地権者へ返却する前に、保管した土の汚染状況や水質モニタリング結果を踏まえて、必要な調査を実施する。調査の結果、必要に応じて追加の対策を実施する。

## 6 温室効果ガス

### 6-1 環境影響評価書に記載した資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響について

評価書においては、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響については、発生土置き場を特定せずに、運搬距離を 50km/台として表 6-1-1～6-1-3 のとおり予測を行っており、塩島地区（下流）発生土仮置き場への運搬も含んだ結果となっている。

工事実施時においては、表 6-1-4 のとおり環境保全措置を実施することとしている。

**表 6-1-1 評価書における温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量**

車種分類等		車種別燃料種別走行量(km/台)	延べ車両台数(台)	車種別燃費(km/L)	燃料使用量(L)	CO <sub>2</sub> 排出係数(kgCO <sub>2</sub> /L)	CO <sub>2</sub> 排出量(kgCO <sub>2</sub> )
大型車	軽油	50	1,700,000	3.09	27,508,091	2.58	70,970,874
合計(CO <sub>2</sub> 総排出量)(tCO <sub>2</sub> )							70,971

注 1. 車種別燃費は、「貨物輸送業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定」（平成 18 年、経済産業省告示第 66 号）に示された 8,000kg 以上 10,000kg 未満の値を大型貨物として用いた。

**表 6-1-2 評価書における温室効果ガス(CH<sub>4</sub>)排出量(CO<sub>2</sub>換算)**

車種分類等		車種別燃料種別走行量(km/台)	延べ車両台数(台)	CH <sub>4</sub> 排出係数(kgCH <sub>4</sub> /km)	CH <sub>4</sub> 排出量(kgCH <sub>4</sub> )	地球温暖化係数	CO <sub>2</sub> 換算排出量(kgCO <sub>2</sub> )
大型車	軽油	50	1,700,000	0.000015	1,275	21	26,775
合計(CO <sub>2</sub> 総排出量)(tCO <sub>2</sub> )							27

注 1. 「CH<sub>4</sub>排出係数」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 22 年政令第 20 号）別表第 1 より算出した。

**表 6-1-3 評価書における温室効果ガス(N<sub>2</sub>O)排出量(CO<sub>2</sub>換算)**

車種分類等		車種別燃料種別走行量(km/台)	延べ車両台数(台)	N <sub>2</sub> O排出係数(kgN <sub>2</sub> O/km)	N <sub>2</sub> O排出量(kgN <sub>2</sub> O)	地球温暖化係数	CO <sub>2</sub> 換算排出量(kgCO <sub>2</sub> )
大型車	軽油	50	1,700,000	0.000014	1,190	310	368,900
合計(CO <sub>2</sub> 総排出量)(tCO <sub>2</sub> )							369

注 1. 「N<sub>2</sub>O排出係数」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 22 年政令第 20 号）別表第 1 より算出した。

注 2. 「地球温暖化係数」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 22 年政令第 20 号）に示された値を用いた。

**表 6-1-4 評価書における環境保全措置**

環境保全措置	効果
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化	低燃費車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できる。
工事従事者への講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの排出量の低減が見込まれる。

## 7 建設機械の稼働に関する環境保全措置

建設機械の稼働に関する影響については、建設機械台数が少なく影響が小さいため、調査・影響検討項目としては選定しないものの、南アルプストンネル新設（山梨工区）工事、第四南巨摩トンネル新設（西工区）工事、早川町内に設置したその他の発生土置き場及び発生土仮置き場と同様に、表 7-1 に示す環境保全措置を実施する。

**表 7-1(1) 建設機械の稼働に関して実施する環境保全措置**

環境要素	環境保全措置	効果
大気質	排出ガス対策型建設機械の採用	排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
	建設機械の使用時における配慮	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減が見込まれる。
	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できる。
粉じん等	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、粉じん等の発生を低減できる。
	工事現場の清掃及び散水	工事現場の清掃及び散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。
	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、粉じん等の局地的な発生を低減できる。
騒音	低騒音型建設機械の採用	低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音の発生を低減できる。
	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、騒音の発生を低減できる。
	建設機械の使用時における配慮	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、騒音の発生を低減できる。
	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。
	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の低減が見込まれる。
	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できる。

**表 7-1(2) 建設機械の稼働に関して実施する環境保全措置**

環境要素	環境保全措置	効果
振動	低振動型建設機械の採用	低振動型建設機械の採用により、工事に伴う振動の発生を低減できる。
	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、振動の発生を低減できる。
	建設機械の使用時における配慮	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、振動の発生を低減できる。
	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。
	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の低減が見込まれる。
	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、振動の局地的な発生を低減できる。
温室効果ガス	低炭素型建設機械の採用	低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO <sub>2</sub> 排出量が従来に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。
	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。
	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの排出量の低減が見込まれる。

## 8 モニタリング

工事中の環境管理を適切に行うことの目的に、表 8-1 に示す工事前、工事中及び工事後のモニタリングを実施し、結果について公表していく。

なお、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う大気質、騒音及び振動のモニタリングについては「塩島地区発生土置き場における環境保全について（平成 27 年 12 月）」において示したモニタリング地点で早川町内の工事最盛期に 1 回行うこととする。また、塩島地区（下流）発生土仮置き場から早川工事施工ヤードに運搬し、そこから排水する水質については「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事における環境保全について（平成 27 年 12 月）」において示したモニタリングを行うこととする。

表 8-1 発生土置き場に関するモニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点 の考え方	調査期間の考え方	調査方法
地下水の 水質 <sup>*1</sup>	水素イオン濃度 (pH)	発生土仮置き場の 近傍の観測井戸 <sup>*2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入前に月 1 回以上</li> <li>・搬入・搬出中に毎月 1 回</li> <li>・仮置き中に毎月 1 回（定常化するまで<sup>*3</sup>）、四半期に 1 回（定常化後）</li> <li>・搬出後に毎月 1 回（定常化するまで<sup>*3</sup>）</li> </ul>	「水質汚濁に係る環 境基準」に定める測 定方法
	自然由来の重金属等 (カドミウム、六価 クロム、水銀、セ レン、鉛、ヒ素、 ふつ素、ほう素)			「水質汚濁に係る環 境基準」に定める測 定方法 (「建設工事におけ る自然由来重金属等 含有岩石・土壤への 対応マニュアル(暫 定版)」に定める測 定方法)
水質（河 川水、浸 潤水） <sup>*1</sup>	浮遊物質量 (SS)	発生土仮置き場の 工事排水を放流す る箇所の下流地點 <sup>*4</sup> 及び発生土仮置 き場の排水路等の 流末箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入前に 1 回</li> <li>・搬入・搬出中に毎年 1 回 (渴水期に実施) ※浸潤水は搬入・搬出中の 排水時のみ</li> </ul>	「水質汚濁に係る環 境基準」に定める測 定方法
	水素イオン濃度 (pH)			「水質汚濁に係る環 境基準」に定める測 定方法 (「建設工事におけ る自然由来重金属等 含有岩石・土壤への 対応マニュアル(暫 定版)」に定める測 定方法)
土壤汚染 <sup>*1</sup>	自然由来の重金属等 (カドミウム、六価 クロム、水銀、セ レン、鉛、ヒ素、ふ つ素、ほう素) <sup>*5</sup>	発生土仮置き場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出後に 1 回</li> </ul>	「土壤汚染対策法」 に定める測定方法

- ※1 要対策土の搬入に伴い、付随して確認する。
- ※2 観測井戸は周辺の地形を考慮し、発生土仮置き場の敷地内で地下水の流向が把握できる地点に、発生土仮置き場を挟み込むように2箇所設置する計画とした。また、地下水の水質の測定対象は最上部の帶水層とする。
- ※3 定常化とは、対象物質濃度の測定値が基準値を満たし、かつ搬入前～搬入中の測定値内であることとする。なお、これによらない場合でも、バックグラウンド濃度等と比較のうえ、要対策土に起因しないと判断できる場合には、山梨県等に確認のうえ、定常化とみなす。
- ※4 塩島地区発生土置き場、塩島地区（南）発生土仮置き場、塩島地区（河川側）発生土仮置き場が近接することから、最も下流側に位置する本仮置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点で、塩島地区発生土置き場、塩島地区（南）発生土仮置き場、塩島地区（河川側）発生土仮置き場のモニタリングも併せて実施する。
- ※5 調査対象とする自然由来の重金属等は、保管した土の汚染状況や水質モニタリング結果を踏まえて、土壤汚染対策法に基づき指定を受けた「指定調査機関」が実施する地歴調査の中で選定する。

「本文中の【事業特性】の「図 1-1-1 工事位置図」、【環境調査及び影響検討の結果】の「図 1-1-1 評価書における予測地点図」、「図 2-1-1 評価書における予測地点図」、「図 3-1-1 評価書における予測地点図」、「図 4-1-4 評価書における予測地点図」は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 100 万分 1 日本、50 万分 1 地方図、数値地図 200000（地図画像）、数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平30情複、第196号）」

なお、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。